

新（改正案）	旧（現行）
<p>（予防、判断、防除に関する措置）</p> <p>①<u>県が実施するまん延防止のための調査並びに抜き取り及び消毒を含む防疫措置に協力する。</u></p> <p>②<u>来歴が明らかな健全な種いもや苗を使用する。</u></p> <p>③<u>発病株の早期発見のため、定期的にはほ場の見回りを行う。</u></p> <p>④<u>ほ場の排水対策を実施する。</u></p> <p>⑤<u>農業用資材や農機具を別ほ場で使用する場合は、十分に洗浄する。</u></p> <p>⑥<u>本病の発生（疑義症状を含む）を確認した場合には、関係機関へ連絡し、関係機関の指導の下、発病株及び発病のおそれがある株を速やかに抜き取り、ほ場（苗床を含む）外に持ち出し、適切に処分する。</u></p> <p>⑦⑥の後は速やかに、感染拡大を防止するため、発生ほ場及び隣接するサツマイモほ場に薬剤散布を実施する。</p> <p>⑧<u>本病発生ほ場及び発生のおそれのあるほ場では、収穫後、作物残渣を速やかにほ場外に持ち出し適切に処分するとともに、土壌消毒を実施する。</u></p> <p>⑨<u>収穫後のサツマイモは、収穫したほ場毎に区分した上で管理する。</u></p> <p>⑩本病発生ほ場では、2年間、サツマイモを作付けしない。</p> <p>（⑫へ移動）</p> <p>⑪<u>本病発生ほ場でサツマイモの作付けを再開する場合は、関係機関の指導の下で栽培管理を行う。</u></p> <p>⑫本病発生ほ場から種いもを採取しない。</p>	<p>（判断、防除に関する措置）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県が実施するまん延防止のための調査に協力する。 <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本病の発生を確認した場合には、関係機関へ連絡し、関係機関の指導の下、発病株を抜き取り、ほ場（苗床を含む）外に持ち出す。 <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本病発生ほ場では、2年間、サツマイモを作付けしない（関係機関の指導の下、栽培管理する場合を除く）。 ・ 本病発生ほ場から種いもを採取しない ・ 本病発生ほ場では、発生の拡大が無いことを確認する。